

国土交通省からの情報提供

令和8年6月19日

土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議 協議会

- 令和8年水防法の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-3
- ワンコイン浸水センサについて ・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-6
- 水防協力団体制度について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-10

令和8年水防法の改正について

新しい気象防災情報について

警戒レベル相当情報の解説・避難情報発令基準例の充実

■ 洪水等に関する更新

- 避難情報の発令に資する情報は、確度や取得できる範囲、時間が異なることから、それぞれの特性を踏まえた上で避難情報の発令判断に活用する必要がある。
- 水位周知河川については、「大雨に関する情報」で今後の見通しを把握した上で、従前どおり「水位到達情報」をもとに避難情報を発令することを基本とする。
- その他河川※については、流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、「大雨に関する情報」等をもとに避難情報を発令することが基本となるが、水位情報等を取得できる場合はそれらをもとにした発令も検討する。
- 水路・下水道等については、従前どおり、事前の検討の結果、当該浸水が居住者等に命の危険を及ぼさないと考えられる場合には、基本的には避難情報の発令対象としない。なお、避難情報の発令の対象とする場合は、大雨に関する情報等を参考に発令基準を設定することが考えられる。

※その他河川：洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川

洪水・大雨に関する警戒レベル相当情報の新旧比較

	洪水予報河川	水位周知河川	その他河川等 ※洪水予報河川外の外水氾濫、内水氾濫
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県 / 気象台	気象台
発表単位	河川ごと	河川ごと / 市町村ごと	市町村ごと
相当情報	洪水に関する情報	水位到達情報※ ¹	大雨浸水に関する情報 / 洪水に関する情報
5相当	氾濫発生情報	氾濫発生情報 / 大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（浸水害）
4相当	氾濫危険情報	氾濫危険情報 / -	
3相当	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報 / 洪水警報	洪水警報
2（相当）	氾濫注意情報	氾濫注意情報 / 洪水注意報	大雨注意報 / 洪水注意報



	洪水予報河川 ※外水氾濫	水位周知河川 ※外水氾濫	その他河川、水路・下水道 ※洪水予報河川以外の外水氾濫、内水氾濫
発表主体	河川事務所または都道府県と気象庁	河川事務所または都道府県	気象台
発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと ※市町村を分割して発表する場合もある。
相当情報	洪水に関する情報	水位到達情報※ ¹	大雨に関する情報
5相当	レベル5 氾濫特別警報 レベル5 氾濫発生情報※ ²	レベル5 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報 レベル5 氾濫発生情報※ ²
4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 氾濫危険情報	レベル4 大雨危険警報
3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	レベル3 大雨警報
2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	レベル2 大雨注意報

※1 水位周知河川については、河川事務所等から発表される水位到達情報を警戒レベル相当情報とすることを基本とするが、気象庁から発表される大雨に関する情報についても有効に活用

※2 河川管理者等からの「通報」を受け、都道府県知事等から発表される。（当該通報した者が河川管理者国土交通大臣の場合にあっては、国土交通大臣から発表）

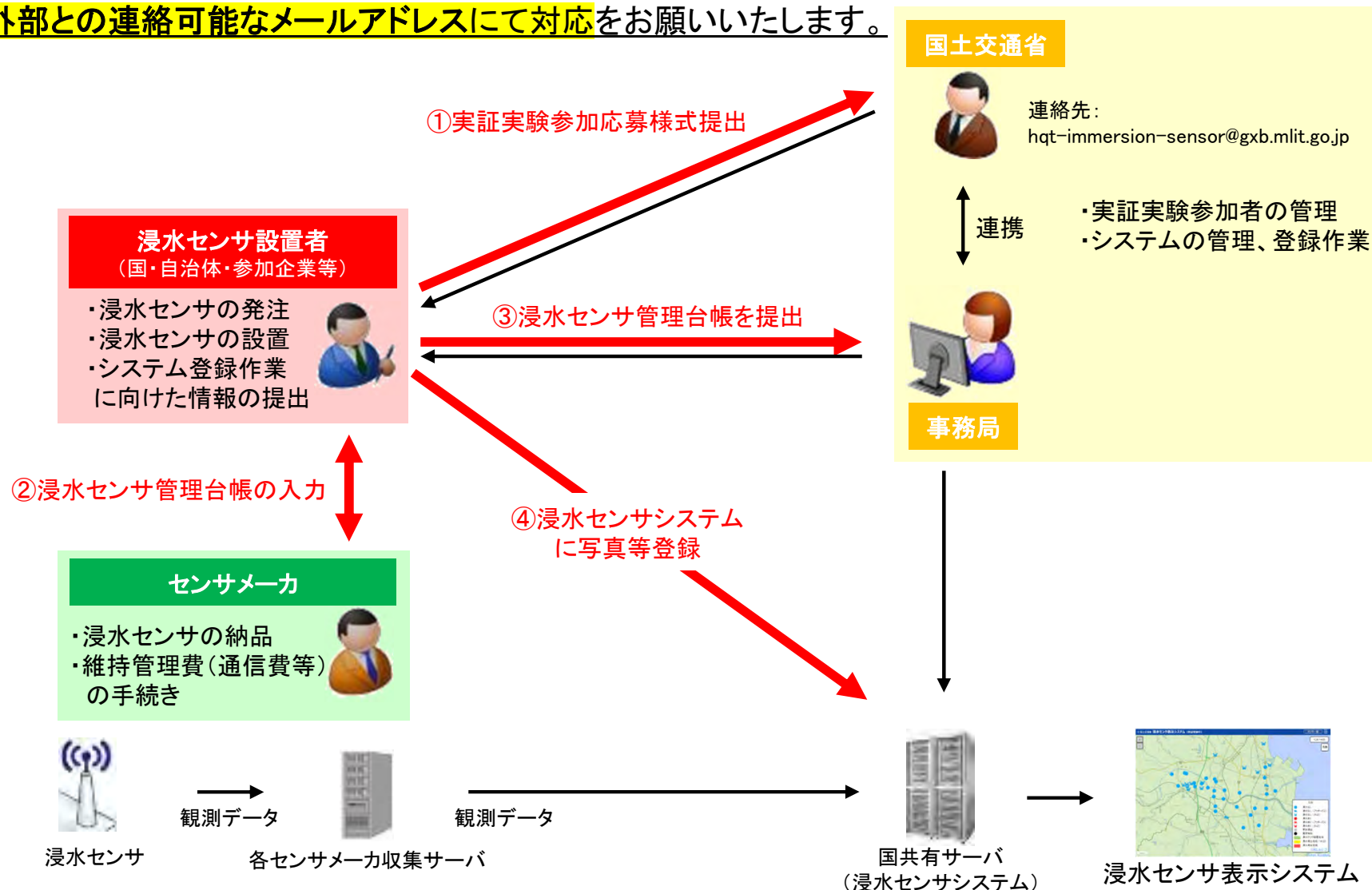
ワンコイン浸水センサについて

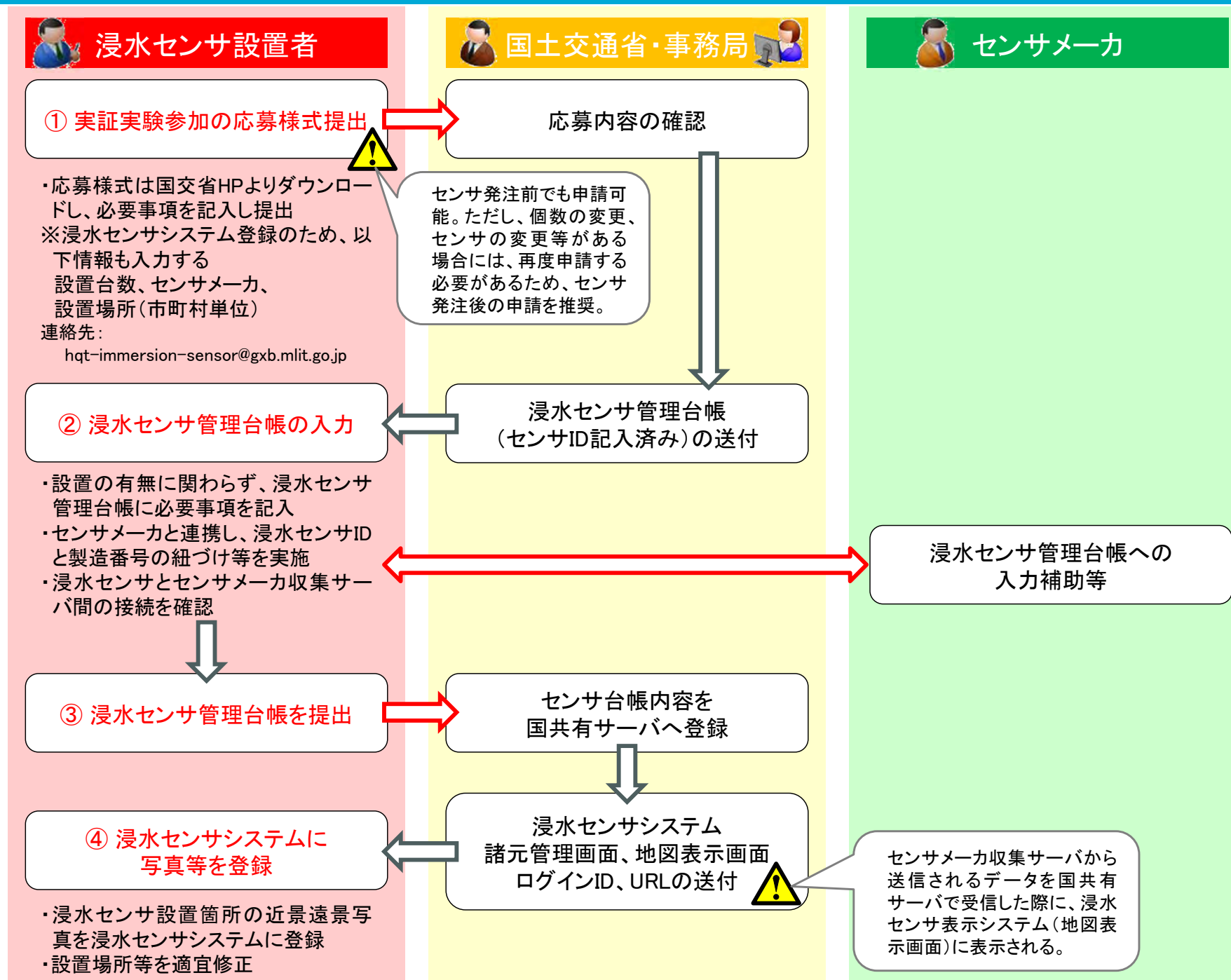
ワンコイン浸水センサ 実証実験参加の流れ

※赤字部分が主にセンサ設置者が行う作業になります。

※国土交通省 & 事務局へ提出いただく時のメールアドレス hqt-immersion-sensor@gxb.mlit.go.jp

※hqt-immersion-sensor@gxb.mlit.go.jp (事務局) へのメール送信にあたって、行政専用メールアドレス (例: lg.jp) ではなく、**外部との連絡可能なメールアドレスにて対応**をお願いいたします。





○実証実験は、今後も継続する予定です。

貸与中のセンサは、継続して貸与しますので、引き続きご使用頂きます。

○これまでは、国がセンサを購入して無償貸与し、1年目の通信費等を支払っていました。

今年度からは、センサ購入、維持管理費（メーカーのサーバ利用や通信に係る費用）は、設置者が各メーカーにお支払いすることとなります。

○今年度からは、国センサの新たな貸与はしない予定です。

ただし、自らセンサを購入いただき、実証実験にご参加いただく場合の応募は受け付ける予定です。

○今後、国貸与センサが寿命・紛失・破損等により使用できなくなった場合は、設置者自らが各メーカーから必要な浸水センサを購入していただくこととなります。

○浸水センサの詳細については、設置者が各メーカーに問合せいただくこととなりますが、実証実験参加者には、各センサの機器仕様、機器価格、サーバ通信価格等の情報を「浸水センサの利用に関するガイドライン」を通じてお示しすることを考えています。

水防協力団体制度について

水防協力団体制度について

●水防協力団体制度は、地域の水防力を強化するため、民間企業等が水防管理者（市町村等）や水防団等と連携して、平常時の水防啓発活動、災害時の巡視、土のう運搬等の後方支援等に協力できる制度（H17 制度化）

●水防管理者（市町村長等）が通年で募集、指定

（1）中部地整管内における指定の状況

- ・特定非営利活動法人天竜川ゆめ会議 長野県駒ヶ根市 H19 年12 月指定
- ・株式会社バローホールディングス 岐阜県多治見市 R6 年3 月指定
- ・株式会社三弘 木曽川右岸地帯水防事務組合（笠松町長） R6 年12 月指定

水防協力団体制度の概要

資料 - 1

水防協力団体制度の概要

- 水防協力団体制度は、地域の水防力を強化するため、民間企業等が、水防団等が行う水防活動と連携して、平常時の水防に関する普及啓発活動、災害時の巡視、土のう運搬等の後方支援などを行っていただくことができるように平成17年に制度化されました。
- 水防協力団体は、民間企業、NPO、自治会等が水防法に基づく申請を水防管理者（市町村等）に行い、水防管理者が指定することにより協力活動なされる制度です。

水防に関する啓発等の協力



<ご協力内容>

- 水防に関する知識の普及、啓発、イメージアップ
- 水防に関する情報収集、提供

※写真は、イオン枚方店様による水防に関する啓発のご協力に関するものです。

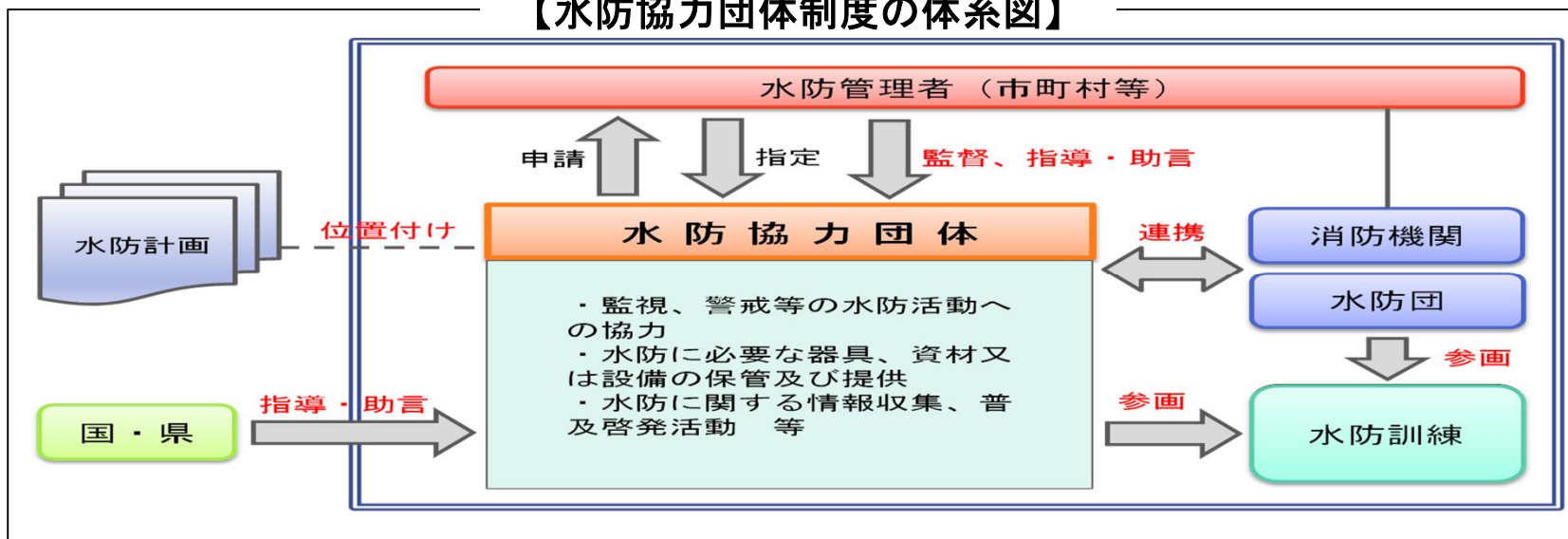
水防活動への協力



<ご協力内容>

- 水防に必要な資機材の保管、提供
- 水防上必要な監視、警戒

【水防協力団体制度の体系図】



【取り組み状況】

- 平成19年12月 特定非営利活動法人 天竜川ゆめ会議 様が長野県駒ヶ根市から水防協力団体の指定
- 令和5度から、水防協力団体の拡充の取り組みを開始。
- 令和6年3月21日、株式会社バローホールディングス 様へ岐阜県多治見市から水防協力団体の指定がなされました。その際、庄内川河川事務所長が立会をされ、水防協力団体認定書交付式を開催しました。
- 令和6年度においては、株式会社三弘 様が、木曽川右岸地帯水防事務組合へ水防協力団体の指定申請を行い、木曽川右岸水防事務組合が株式会社三弘 様を水防協力団体として指定をされることになりました。

水防協力団体認定書交付式（（株）バローホールディングス）について



水防協力団体
（株）バローホールディングス
常務取締役

多治見市長

庄内川河川事務所長

<（株）バローホールディングス様のご協力内容（指定時）>

- （株）バローホールディングス様のご協力をなされるエリア
 - ・ 多治見市内のバロー（スーパーマーケット）4店舗
- （株）バローホールディングス様のご協力をなされること
 - ・ 平時における店舗への水防に関するポスターやパンフレットの提示
 - ・ 災害時における水防活動中の団員への物資の供給
 - ・ 災害時における施設等の使用

多治見市役所で開催された水防協力団体認定書交付式
（令和6年3月21日）

水防協力団体認定書交付式(株式会社 三弘)

概要：

木曽川右岸地帯水防事務組合が（株）三弘に水防協力団体認定書を交付しました。**木曽川右岸地帯水防事務組合管理者（笠松町長）の挨拶では“水防協力団体による一層の支援に期待”が述べられ、株式会社 三弘 代表取締役の挨拶では“地域の防災に貢献していきたい”と述べられました。**

式典は、木曽川上流河川事務所長が、立会いの上、執り行われました。

日時：

令和6年12月9日（月）14時00分～14時20分

出席者：

木曽川右岸地帯水防事務組合 管理者（笠松町長）、副管理者（笠松町副町長）

株式会社 三弘 代表取締役 等

木曽川上流河川事務所長

株式会社 三弘が活動が水防協力団体として活動される内容：

土のう袋の提供、水防団に関する広報資料の掲示

取材：中日新聞の取材がありました。



左から 木曽川上流河川事務所長、笠松町副町長、笠松町長、
（株）三弘 代表取締役、（株）三弘 係長



左から 笠松町、（株）三弘 代表取締役